

都市計画法第 5 3 条第 1 項の許可申請手続きについて

都市計画施設（道路・公園等）の区域又は市街地開発事業（土地区画整理事業等）の施行区域内において、建築物の建築をしようとする場合は、小平市長の許可が必要となります。

○ 許可の基準（都市計画法第 5 4 条）

階数：2 以下で、かつ地階を有しないこと。
構造：主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
※詳細は、都市計画法第 5 4 条を参照

○ 申請書類

1 許可申請書	6 各階平面図（縮尺 200 分の 1 以上）
2 確認申請書の写し（2 面～5 面）	7 立面図（2 面以上とし、縮尺 200 分の 1 以上）
3 委任状	8 断面図（2 面以上とし、縮尺 200 分の 1 以上）
4 案内図（縮尺 2,500 分の 1 以上）	9 敷地及び建築物の面積根拠を示す図面
5 配置図（縮尺 500 分の 1 以上）	10 都市計画情報表示図の写し（縮尺 2500 分の 1）

※許可申請書以外の書類は、2 部（正・副）提出してください。

※配置図に都市計画施設等の区域（計画線）を記載してください。

※建築物に都市計画施設等の区域（計画線）がかからない場合、申請は不要です。

○ 緩和規定

階数：3 以下で、高さが 10m 以下であり、かつ地階を有しないこと。
構造：主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
※詳細は、下記までお問い合わせください。

緩和は、以下の都市計画施設等の区域に限ります。

- ・都市計画道路
- ・都市計画公園又は都市計画緑地

○ 事務処理期間

2 週間

○ 許可についての注意

建築確認審査時に変更が生じた場合、許可の取り直しが必要となることがあります。取り直しとなるのは、原則、許可書の項目が変更になる場合です。

許可書の項目以外の変更の際も、下記までご相談ください。

○ 問い合わせ先

小平市役所 都市計画課 開発指導担当 042-346-9829（直）